

対象	意見の概要	意見に対する考え方
第91条第3項 関係	<p>代表者が1人の場合についても、その代表者が資格制限に該当したときは、新たに代表者になることを希望する者に代表者の地位を引き継がせる等の方法により、手続を維持できるような制度を設けるべきだと思います。そうしないと、特に必要性もないのに、もしものときの安全のため、代表者を複数人として、責任の所在が曖昧になりかねないと思います。</p>	<p>直接請求における署名の収集は、その請求代表者又は請求代表者から委任を受けた者が選挙権を有する者に対して直接行わなければならないものであり、直接請求の請求代表者と当該請求について行った選挙権を有する者の署名とは直接の関連があるものと考えております。</p> <p>よって、当該請求代表者が請求代表者であるための資格の制限に該当し、請求代表者であることができなくなった場合には、当該請求に係る手続きは終了し、当該請求について行った署名も無効になるものと考えております。</p> <p>したがって、他の者が同一の理由で直接請求を行おうとする場合には、前の請求代表者によって行われた請求を引き継ぐのではなく、新たな直接請求として行われるべきものと考えております。</p>